

第4次少子化社会対策大綱策定に向けた 検討状況について

2020年3月10日 経済財政諮問会議
衛藤臨時議員提出資料

第4次少子化社会対策大綱の策定に向けた提言（概要）

少子化の現状と展望

- ・我が国の少子化の進行、人口減少は深刻さを増しており、まさに**国難**とも呼ぶべき状況
- ・**早急に取組を進めるとともに、長期的な展望に立って、総合的な少子化対策を大胆に進めていく必要**

少子化対策における基本的な目標

- ・「**希望出生率1.8**」の実現に向け、令和の時代にふさわしい環境を整備し、国民が結婚や出産、子育てに希望を見出せるとともに、主体的な選択により、若い世代が希望する時期に結婚でき、かつ、希望するタイミングで希望する数の子供を持てる社会をつくる
- ・**結婚、仕事と子育ての両立、地域・社会による子育て支援、多子世帯の負担軽減**をはじめ、「希望出生率1.8」の実現を阻む**隘路の打破**に取り組む

基本的な考え方～新しい令和の時代にふさわしい少子化対策へ～

1 結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる

- ・結婚を希望する者への支援（**結婚支援**、結婚新生活への支援など）
- ・男女共に**仕事と子育てを両立**できる環境の整備（**育児休業**や育児短時間勤務などの**両立支援制度の定着促進・充実**、保育の受け皿整備など）
- ・子育て等により離職した女性の再就職支援、地域活動への参画支援（学び直し支援など）
- ・家庭内における子育て等にかかる負担の軽減、男性の家事・育児参画促進
- ・働き方改革（長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保など）と暮らし方改革（地域活動、学校・園関連の活動への多様で柔軟な参加の促進など）

2 誰ひとり取り残すことなく、多様な子育て家庭のニーズに応える

- ・子育てに関する支援（**経済的支援**、心理的・肉体的負担の軽減等）の充実
- ・**多子世帯に対する支援**（住宅政策における多子世帯への配慮・優遇措置、教育費等、様々な面での負担の軽減など）
- ・**在宅子育て家庭に対する支援**（一時預かり、相談事業等の充実）
- ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援（地方公共団体におけるより一層の取組の促進）
- ・子育ての担い手の多様化と家族における世代間での助け合い（NPOやシニア層などの参画促進による**地域での子育て支援、三世帯同居・近居支援**）

3 地域の実情に応じたきめ細かな取組を進める

- ・結婚、子育てに関する地方公共団体の取組に対する支援（地域少子化対策重点推進交付金等）
- ・「**地域アプローチ**」による少子化対策の推進

4 結婚、妊娠・出産、子供・子育てに温かい社会をつくる

- ・結婚を希望する人を応援し、子育て世帯をやさしく包み込む社会的機運醸成（子育て応援パスポート、家族の日などの広報啓発活動等）
- ・妊娠中の方や子供連れに優しい施設など外出しやすい環境の整備
- ・結婚、妊娠・出産、子供・子育てに関する適切な情報発信

5 科学技術の成果など新たなリソースを積極的に活用する

- ・結婚支援・子育て分野におけるICTやAI等の科学技術の成果の活用促進（AIを活用したシステムと相談員による相談を組み合わせた結婚支援、行政内部や保育現場における業務の効率化、母子保健関連データの関係者間での共有・活用、子育て関連手続にかかる負担軽減など）

ライフステージの各段階における施策の方向性

- | | | | |
|--------|----------------------|----------|--------------------------|
| 1. 結婚前 | ライフプランニング など | 3. 妊娠・出産 | 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援 など |
| 2. 結婚 | 総合的な結婚支援、経済的基盤の安定 など | 4. 子育て | 経済的・心理的・肉体的負担の軽減 など |

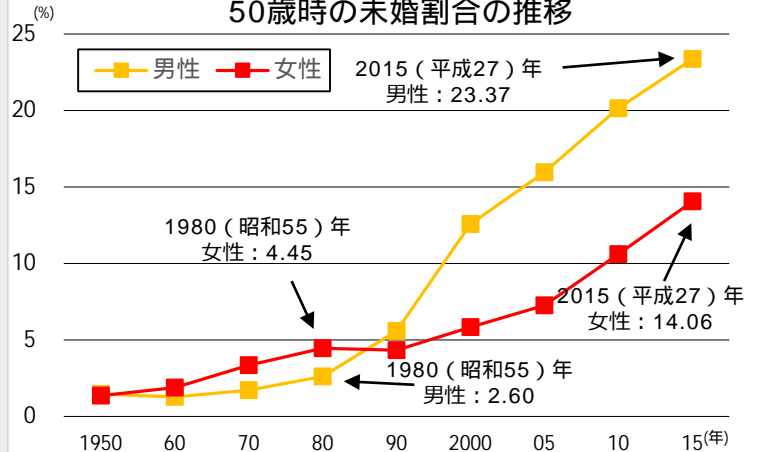
施策の推進体制等

1. 施策の検証・評価
2. 推進体制
3. 十分な少子化対策予算の確保

(参考) 少子化の現状

年間の出生数:864,000人(2019年・推計)、合計特殊出生率:1.42(2018年)。
 出生率低下の主要因は、未婚化・晩婚化と有配偶出生率の低下。特に未婚化・晩婚化の影響が大きい。
 希望の実現を阻む隘路を打破することが必要。

50歳時の未婚割合の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2017」。
 注：45～49歳と50～54歳未婚率の平均値。

若い世代の約9割が結婚に対する希望を持っているが、

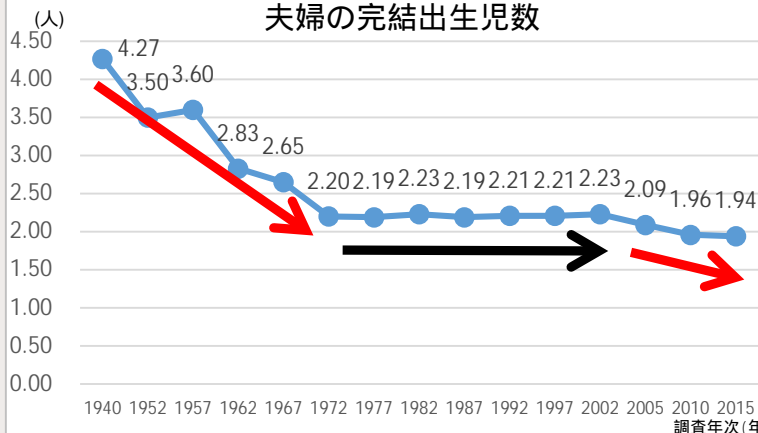
- ・ 適当な相手にめぐり合わない...男性:45.3%, 女性:51.2%
- ・ 自由さや気楽さを失いたくない...男性:28.5%, 女性:31.2%
- ・ まだ必要性を感じない...男性:29.5%, 女性:23.2%
- ・ 資金が足りない...男性:29.1%, 女性:17.8%

などの理由で、結婚の希望がかなえられていない。

出典：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(独身者調査)」

注：対象は25～34歳の未婚者。未婚者のうち何%の人が各項目を独身にとどまっている理由(3つまで選択可)としてあげているかを示す。

夫婦の完結出生児数



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)」(2015年)

注：対象は結婚持続期間15～19年の初婚どうしの夫婦(出生子供数不詳を除く)。各調査の年は調査を実施した年である。

未婚者・既婚者ともに平均して2人程度の子供を持ちたいという希望を持っているが、

- ・ 子育てや教育にお金がかかりすぎるから...56.3%
- ・ 高年齢で生むのは嫌だから...39.8%
- ・ 欲しいけれどもできないから...23.5%
- ・ これ以上、育児の負担に耐えられないから...17.6%
- ・ 健康上の理由から...16.4%
- ・ 自分の仕事(勤めや家業)に差し支えるから...15.2%

などの理由で、子供の数に関する希望がかなえられていない。

出典：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)」

注：対象は予定子ども数が理想子ども数を下回る初婚どうしの夫婦。

予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦の割合は30.3%。

(参考) 令和2年度における「新しい経済政策パッケージ」(概要)

新しい経済政策パッケージについて(平成29年12月8日閣議決定)(抜粋)

社会保障の充実と財政健全化のバランスを取りつつ、安定財源として、2019年10月に予定される消費税率10%への引上げによる財源を活用する。消費税率の2%の引上げにより5兆円強の増収となるが、この増収分を教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と、財政再建とに、それぞれ概ね半分ずつ充当する。前者について、新たに生まれる1.7兆円程度を、本経済政策パッケージの幼児教育の無償化、「子育て安心プラン」の前倒しによる待機児童の解消、保育士の処遇改善、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に充てる。これらの政策は、2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げを前提として、実行することとする。

(単位: 億円)

| 事項 | 事業内容 | 令和2年度 予算案 | | | (参考) 令和元年度 予算額 |
|-------------|---|--------------|-------|-------|-----------------------|
| | | | 国分 | 地方分 | |
| 待機児童の解消 | <ul style="list-style-type: none"> 「子育て安心プラン」を前倒し、2020年度末までに32万人分の受け皿を整備。^(注2) 保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組む(2019年4月から更に1%(月3000円相当)の賃金引上げ)。 | 722 | 358 | 364 | 536 |
| 幼児教育・保育の無償化 | <ul style="list-style-type: none"> 3歳から5歳までの全ての子供たち及び0歳～2歳までの住民税非課税世帯の子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を2019年10月から無償化。^(注3) | 8,858 | 3,410 | 5,448 | ^(注4) 3,882 |
| 高等教育の修学支援 | <ul style="list-style-type: none"> 少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう、高等教育の修学支援(授業料等減免・給付型奨学金)を着実に実施(2020年4月実施)。^(注5) | 5,274 | 4,882 | 392 | — |
| 介護人材の処遇改善 | <ul style="list-style-type: none"> リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化を図りつつ、介護職員の更なる処遇改善を実施。この趣旨を損なわない程度で、介護職以外の職員の処遇改善も実施(2019年10月実施)。^(注6) | 1,003 | 506 | 496 | 421 |
| 合計 | | 15,857 | 9,156 | 6,701 | 4,839 |

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業(幼児教育・保育の無償化の実施後は、3歳から5歳までの子供たち及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちの企業主導型保育事業の利用者負担を助成する事業を含む。)と保育所等の運営費(0歳から2歳までの子供に相当する部分)には、別途、事業主が提出する子ども・子育て提出金を充てる。

(注3) 就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を行う。

(注4) 幼児教育・保育の無償化に係る令和元年度の地方負担分は全額特例交付金により補填。

(注5) 「高等教育の修学支援」については全額内閣府に計上。

(注6) 障害福祉人材について、介護人材と同様の処遇改善を行う観点から対応を行う。

(注7) 「待機児童の解消」及び「幼児教育・保育の無償化」の国分、幼児教育・保育の無償化に係る自治体の事務費・システム改修費については全額内閣府に計上。

(参考) 第4次少子化社会対策大綱の策定に向けた検討について

現行の「少子化社会対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)の策定から5年目となり、昨年3月以降、有識者による検討会を開催し、新たな大綱の策定に向けた議論を行ってきた。全7回の議論を経て、12月23日に提言の取りまとめ・公表。提言を踏まえ、今年度内を目途に新たな大綱を策定予定(少子化社会対策会議の議を経て閣議決定)。

「第4次少子化社会対策大綱策定のための検討会」について

【委員】

| | |
|--------|---------------------------------|
| 阿部 正浩 | 中央大学経済学部教授 |
| 井崎 義治 | 流山市長 |
| 石蔵 文信 | 大阪大学大学院人間科学研究科 未来共創センター招へい教授 |
| 大日向 雅美 | 恵泉女学園大学学長 |
| 奥山 千鶴子 | NPO法人子育てひろば全国連絡 協議会理事長 |
| 榊原 智子 | 読売新聞東京本社調査研究本部 主任研究員 |
| 佐藤 博樹 | 中央大学大学院戦略経営研究科教授 |
| 新谷 英子 | カルビー(株)人事総務本部 ヘルスケア委員会委員長 |
| 筒井 淳也 | 立命館大学産業社会学部教授 |
| 羽生 祥子 | 日経DUAL創刊編集長 (日経xwoman編集長) |
| 村岡 嗣政 | 山口県知事(全国知事会) |

◎：座長、○：座長代理 役職は平成31年2月1日現在

【開催実績】

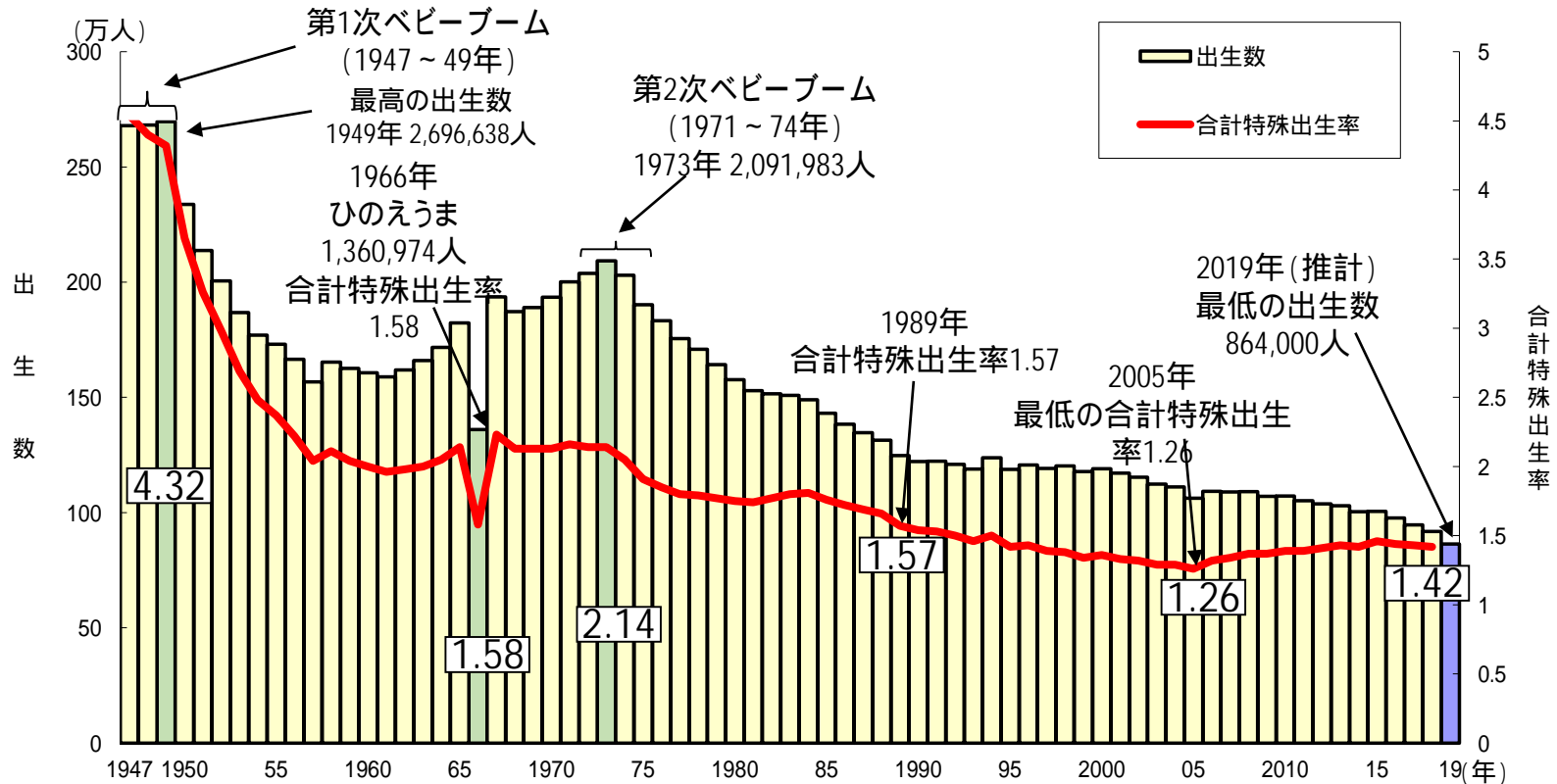
- 第1回 平成31年3月4日(月)
少子化の現状及び取組について
- 第2回 令和元年5月10日(金)
働き方改革、男性の家事・育児参画の促進について
子育ての担い手の多様化
- 第3回 令和元年7月9日(火)
子育てに優しい社会的機運の醸成
地域の実情に応じた少子化対策について
- 第4回 令和元年9月11日(水)
若者の結婚に関する希望とその実現のための支援
妊娠・出産支援
ライフプランニング
- 第5回 令和元年10月15日(火)
子育て支援、各種負担の軽減について
子育て分野等におけるテクノロジーの活用について
- 第6回 令和元年11月29日(金)
施策の検証・評価について
第4次少子化社会対策大綱の策定に向けた提言(案)骨子について
- 第7回 令和元年12月13日(金)
第4次少子化社会対策大綱の策定に向けた提言(案)について
令和元年12月23日(月) 提言取りまとめ

(参考) 少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)(抄)

第七条 政府は、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱を定めなければならない。
少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)(抄) 現行大綱
本大綱については、施策の進捗状況とその効果、社会情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年後を目途に見直しを行うこととする。

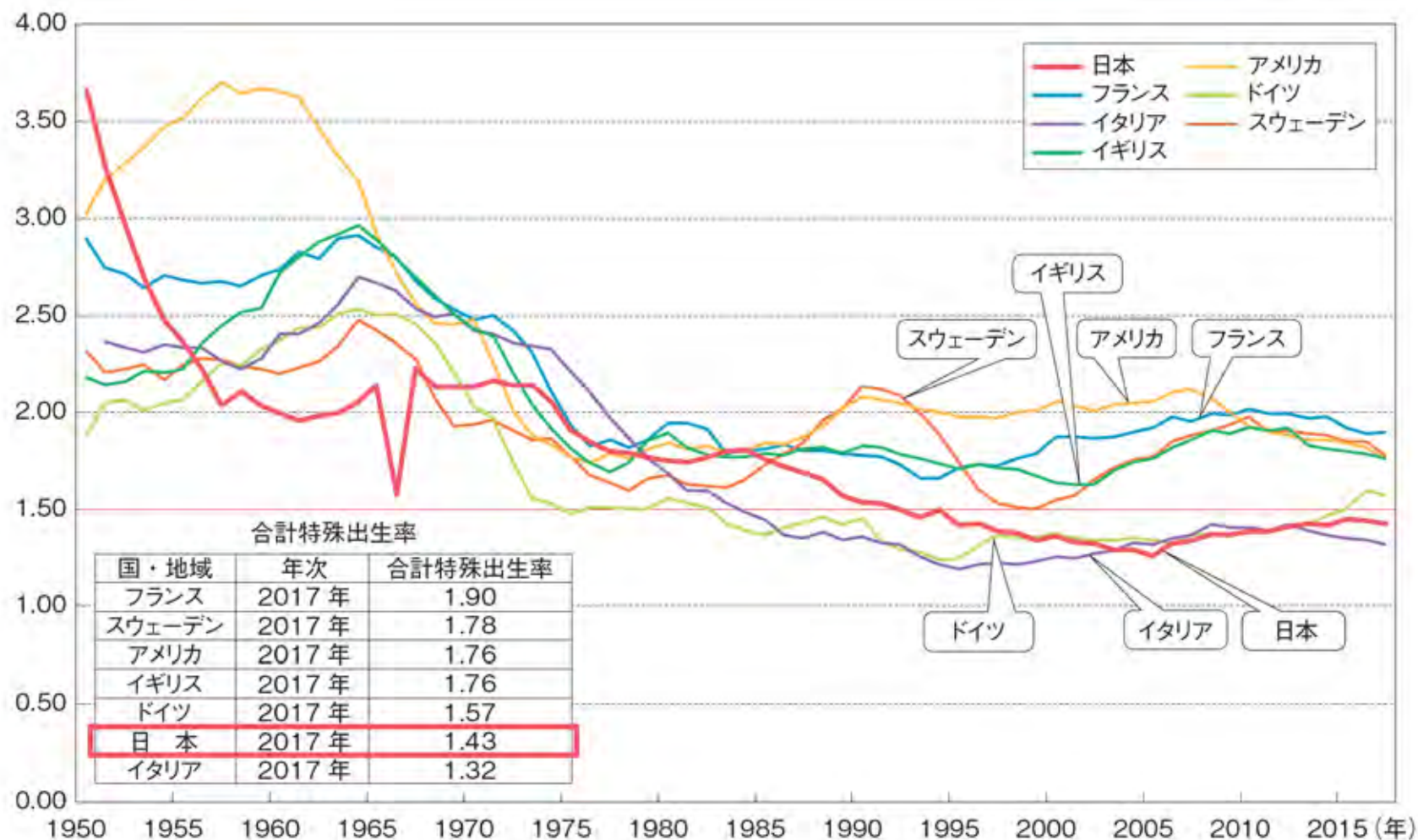
(参考) 出生数、合計特殊出生率の推移

2019年の出生数は86万4,000人(推計)で、前年比54,000人減少。
合計特殊出生率(2018年)は1.42で前年比0.01ポイント下降。



資料:厚生労働省「人口動態統計」

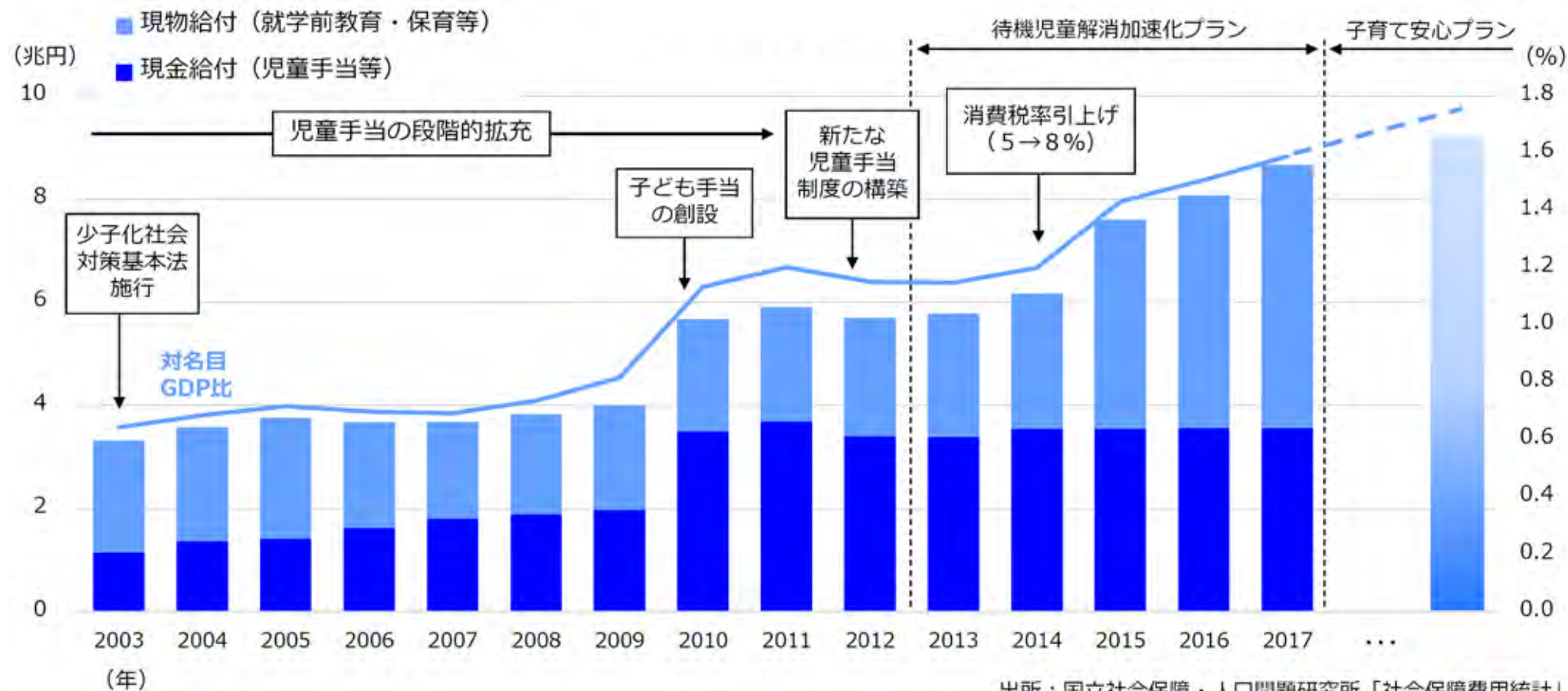
(参考) 諸外国の合計特殊出生率の動き (欧米)



出典: 令和元年版少子化社会対策白書

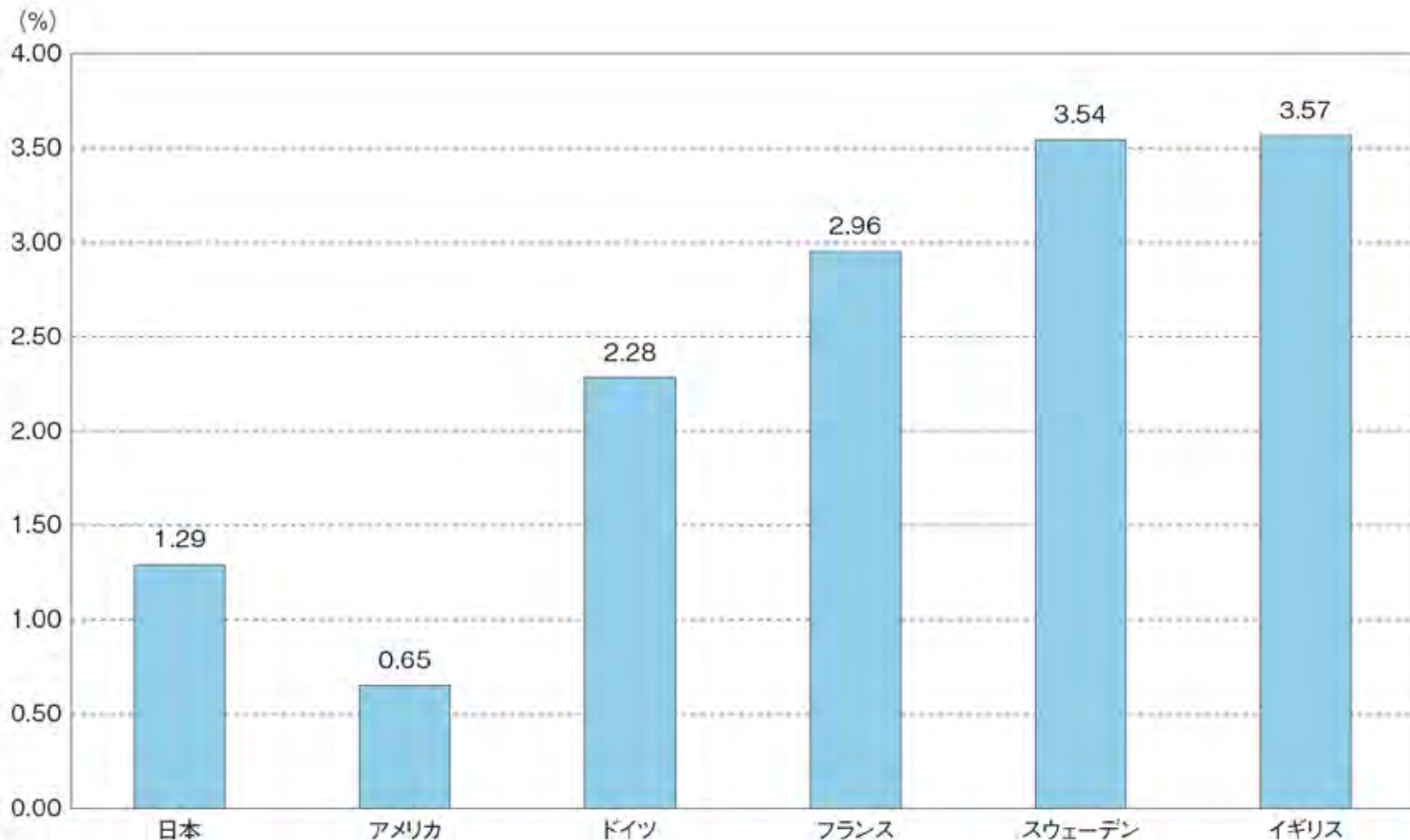
資料: 諸外国の数値は1959年までUnited Nations "Demographic Yearbook" 等、1960~2016年はOECD Family database、2017年は各国統計、日本の数値は厚生労働省「人口動態統計」を基に作成。

(参考) 家族関係社会支出の推移



※ 「家族関係社会支出」とは、家族を支援するために支出される現金給付及び現物給付（サービス）であり、就学前教育・保育（現物給付）や、児童手当（現金給付）等が含まれる。
 ※ 2019年10月に幼児教育・保育の無償化を実施することに伴い、平年度で約7,800億円（公費ベース）の増額となる（対名目GDP比+約0.15%相当）。

(参考) 各国の家族関係社会支出の対GDP比の比較



出典: 令和元年版少子化社会対策白書

資料: 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」(2016年度)

注: 1. 家族関係社会支出... 家族を支援するために支出される現金給付及び現物給付(サービス)を計上。

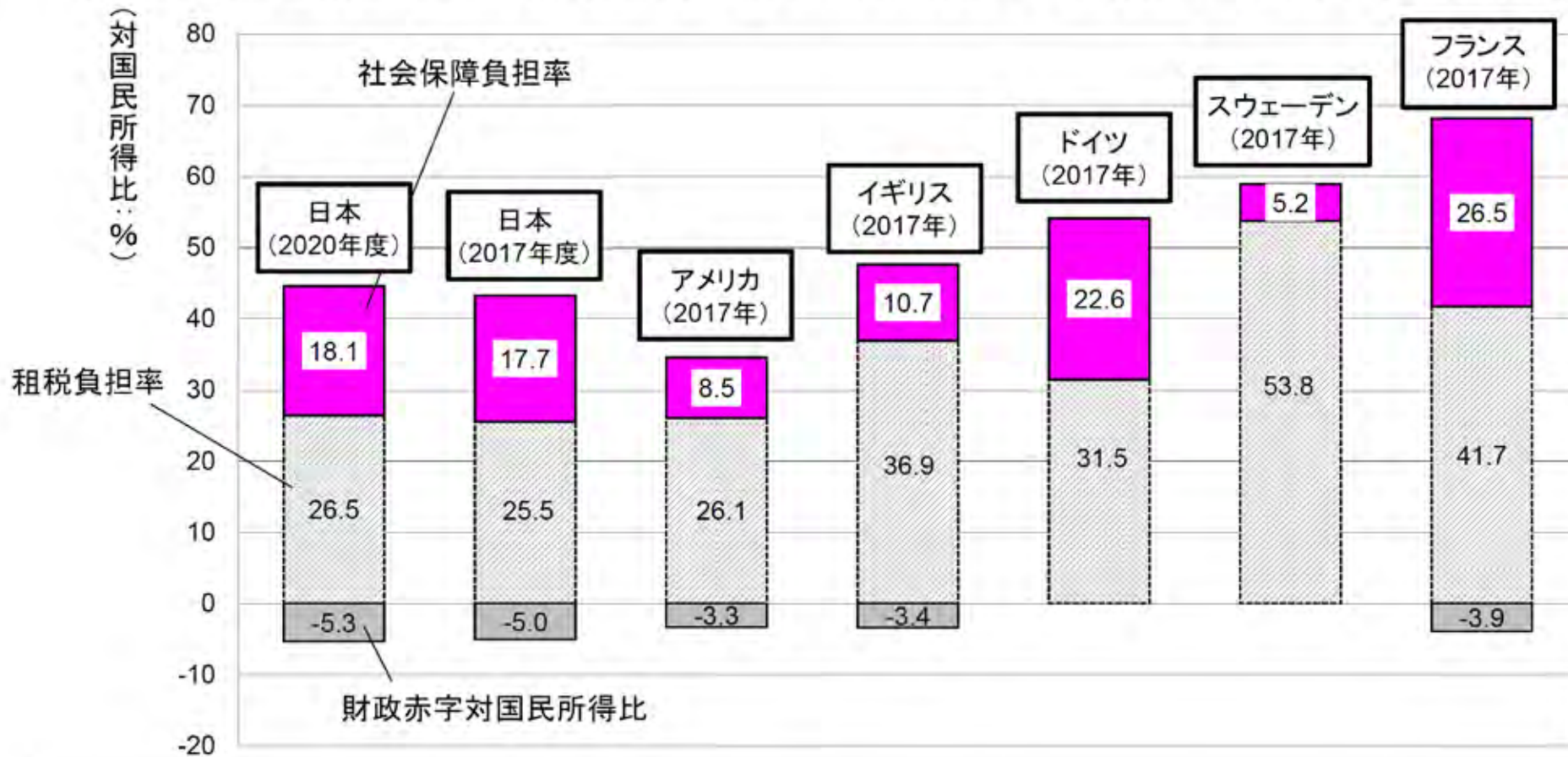
計上されている給付のうち、主なものは以下のとおり(国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」巻末参考資料より抜粋)。

- ・児童手当: 現金給付、地域子ども・子育て支援事業費
- ・協会健保、組合健保: 出産手当金、出産手当附加金
- ・雇用保険: 育児休業給付、介護休業給付等
- ・就学援助、就学前教育: 初等中等教育等振興費、就学前教育
- ・社会福祉: 特別児童扶養手当、児童扶養手当、保育所運営費等
- ・各種共済組合: 出産手当金、育児休業手当金等
- ・生活保護: 出産扶助、教育扶助

2. 日本、アメリカは2016年度、ドイツ、イギリス、フランス、スウェーデンは2015年度

(参考) 国民負担率の国際比較

【国民負担率＝租税負担率＋社会保障負担率】 【潜在的な国民負担率＝国民負担率＋財政赤字対国民所得比】



| | | | | | | | |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 国民負担率 | 44.6(32.5) | 43.3(31.7) | 34.5(27.3) | 47.7(34.4) | 54.1(40.5) | 58.9(37.7) | 68.2(48.3) |
| 潜在的な国民負担率 | 49.9(36.3) | 48.3(35.3) | 37.9(30.0) | 51.0(36.8) | 54.1(40.5) | 58.9(37.7) | 72.1(51.1) |

(注1) 日本は2020年度(令和2年度)見通し及び2017年度(平成29年度)実績。諸外国は2017年実績。

(注2) 財政赤字の国民所得比は、日本及びアメリカについては一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベース。

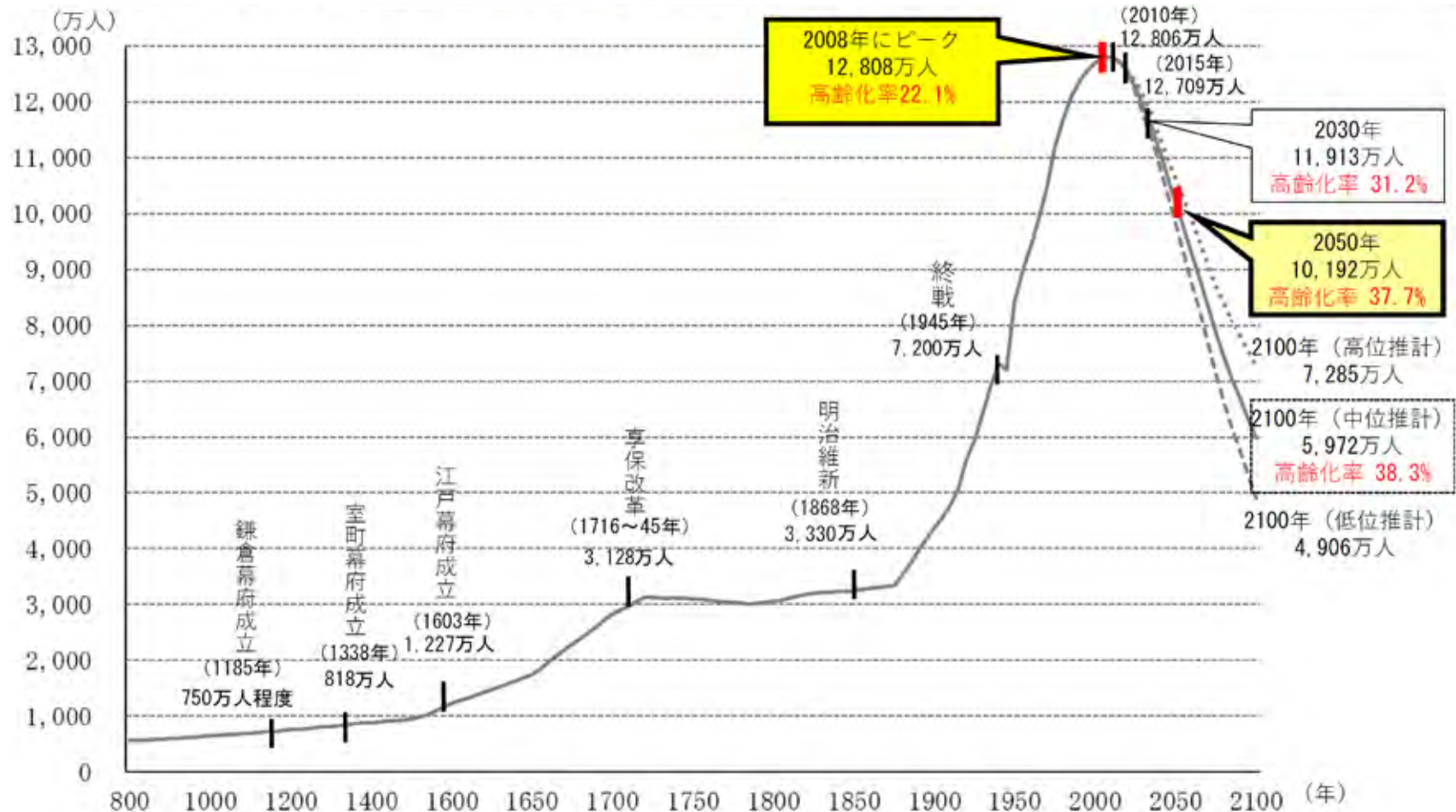
(出典) 日本: 内閣府「国民経済計算」等 諸外国: National Accounts (OECD)、Revenue Statistics (OECD)、NIPA (米商務省経済分析局)

出典: 財務省公表資料

(対国民所得比: % (括弧内は対GDP比))

(参考) 総人口の長期的推移と将来推計

日本の総人口は、今後100年間で100年前(明治時代後半)の水準に戻っていく可能性。
この変化は千年単位でもみても類を見ない、極めて急激な減少。

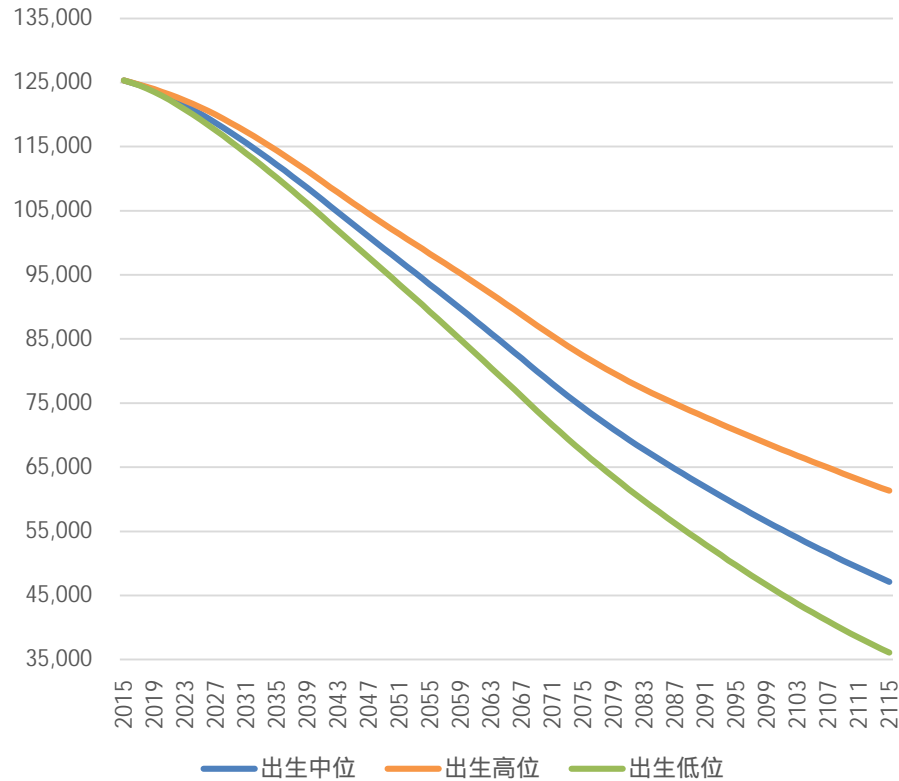
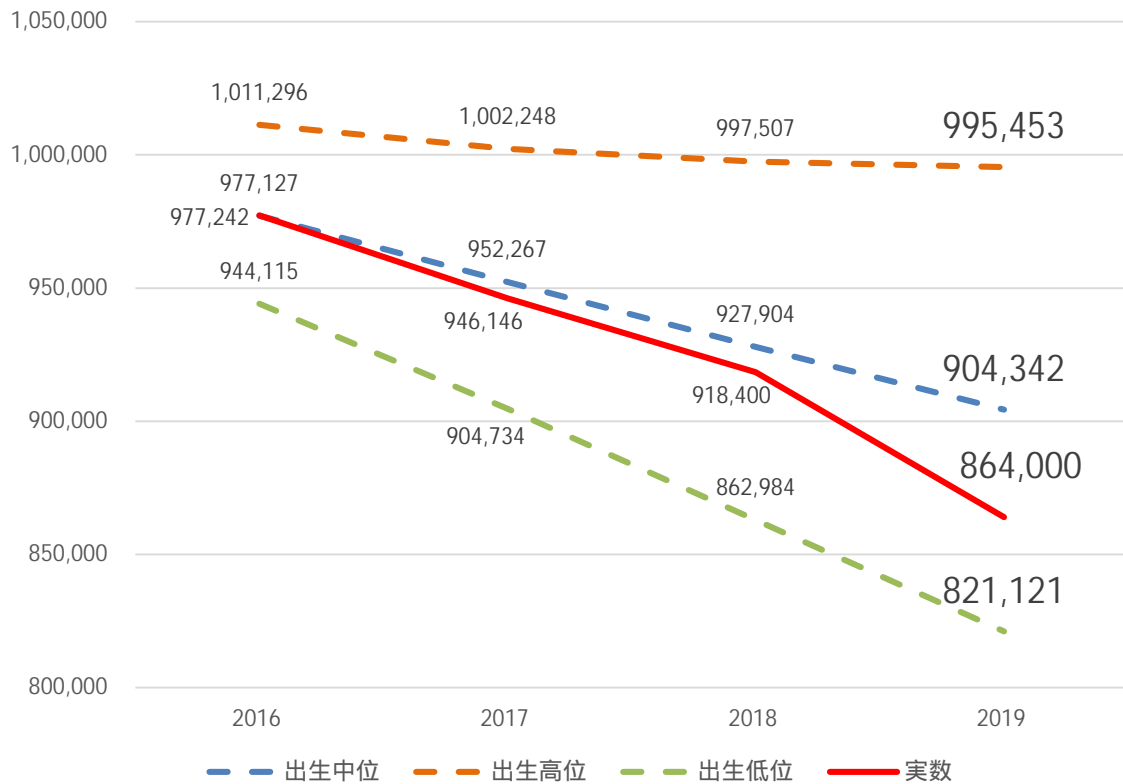


(出典) 国土庁「日本列島における人口分布の長期時系列分析」(1974年)。

(注) ただし、1920年からは、総務省「国勢調査」、「人口推計年報」、「平成17年及び22年国勢調査結果による補間補正人口」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」により追加。

(参考) 人口推移の現状と長期予想

2019年の出生数(86万人)は、人口推計の出生中位(青線:90万人)と低位(緑線:82万人)の間まで下落。市町村では、2018年中の出生数0が4団体、10人未満が92団体。



○2018年中の出生数が0人である団体は4団体(前年:なし)、出生数が10人未満の団体は、92団体(前年:83団体)

| | 2040年 | 2070年 | 2115年 | 1億人割れの時期 |
|------|-----------|---------|---------|----------|
| 出生中位 | 1億800万人 | 7,900万人 | 4,700万人 | 2049年 |
| 出生高位 | 1億1,000万人 | 8,600万人 | 6,100万人 | 2053年 |
| 出生低位 | 1億500万人 | 7,300万人 | 3,600万人 | 2045年 |

資料: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」、厚生労働省「人口動態統計」、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成31年1月1日現在)」を基に内閣府作成